

訪口青年ビジネスチャレンジ事業に係る 債務負担行為の設定について

平成29年2月13日
国 際 課

1 事業の目的

ロシア沿海地方との産業分野における交流の可能性を発掘するため、県内産業界の若手等からなる訪問団を派遣する。

2 事業の概要

(1) 実施内容

友好提携先である沿海地方（ウラジオストク）の企業、産業施設等の視察、交流・意見交換

(2) 訪問時期 平成29年7月25日～29日

(3) 訪問団員 27名

- ・県内産業界関係者 15名
- ・副知事、県議会議員（副議長）、県議会議員2名、担当職員ほか 12名

(4) その他 産業界関係者の旅費の2分の1を県が負担する。（上限150千円/人）

3 債務負担行為限度額

8,570千円（ \ominus 8,570千円）

委託料	4,596千円
・情報交換会、交流会開催費 （ガイド手配料、会場使用料等）	1,546千円
・現地移動車借上費	800千円
・産業界関係者旅費、消費税	2,250千円
旅費	3,701千円
通信費等	273千円

4 委託先

公募型プロポーザルにより決定する。

5 債務負担行為を設定する理由

訪問時期の関係から、今年度内に渡航業務委託業者の選定事務に着手する必要があるため、債務負担行為を設定する。